

1. 電子契約について

質問	回答
電子契約とは何ですか。	電子契約とは、紙の契約書に代えて、電子ファイルに電子署名を付与することで契約を締結する方法です。インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用できます。
どの電子契約サービスを利用しますか。	千葉市では、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用予定です。
電子契約の利用に費用はかかりますか。	受注者側の費用負担はありません。また、クラウドサインのアカウント登録も不要です。
従来どおり紙の契約書でも契約できますか。	可能です。電子契約対象案件であっても、紙による契約を選択できます。
電子契約のメリットは何ですか。	主なメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・収入印紙が不要・押印・郵送・持参が不要・契約締結までの時間短縮・ペーパーレス化

2. 対象案件について

質問	回答
電子契約の対象となる契約は何ですか。	入札公告、指名通知又は見積依頼等において、電子契約対象である旨を示した案件が対象です。
電子契約の対象外となる契約はありますか。	次の契約は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none">・法令等で書面交付が義務付けられている契約・契約期間が10年を超える契約・その他、市が電子契約に適さないと判断する契約

案件ごとに電子契約と紙契約を使い分けできますか。	可能です。案件ごとに選択できます。
--------------------------	-------------------

3. 利用手続について

質問	回答
電子契約を利用するには何が必要ですか。	次の環境が必要です。 ・インターネット接続環境 ・電子メールアドレス ・PDFファイルを閲覧できる環境
電子契約利用時に提出が必要な書類はありますか。	発注者より、「電子契約利用申出書」等の提出を求める場合があります。
電子契約の流れを教えてください。	一般的な流れは次のとおりです。 1. 千葉市が契約書データをアップロード 2. 受注者へメール通知 3. 契約内容を確認し承認 4. 千葉市が承認 5. 電子署名済契約書がメール送付され契約締結完了
誓約書等の契約書以外の書類は、いつ提出すればよいですか。	契約書提出時に併せてご提出いただいている誓約書等の書類は、落札決定後、契約担当課の指示に従いご提出ください。ご提出いただいた後、市が契約書と一体となる書類をクラウドサイン上にアップロードします。
契約内容に誤りがある場合はどうすればよいですか。	承認せず、契約担当課へ連絡してください。必要に応じて差戻し又は修正を行います。
メールアドレスは案件ごとに変更できますか。	可能です。案件ごとに異なるメールアドレスを設定できます。
メールアドレスはいくつ必要ですか。	契約締結権限者として、最低一つのメールアドレスが必要です。必要な場合は、契約担当者のメールアドレスも設定が可能です。なお、権限者と担当者で同じメールアドレスを設定することはできません。担当者を設定する場合は、権限者と異なるメールアドレスを使用してください。

メールアドレスは組織内の共有アドレスでもよいですか。	設定いただくメールアドレスは、共有アドレスでも構いませんが、契約締結権限のない者が確認・承認を行うことのないようご注意ください。
契約締結権限者のメールアドレスは、入札参加資格申請時に登録したものとする必要がありますか。	必ずしも入札参加資格申請時に登録したメールアドレスとする必要はありませんが、契約締結権限のない者が確認・承認を行うことのないようご注意ください。
変更契約でも電子契約は可能ですか。	当初契約が電子契約で行っている案件に関しましては、変更契約についても、電子契約が利用可能です。当初契約が紙で行われている場合は、契約担当課までお問合せください。

4. 契約書・保存について

質問	回答
電子契約を利用した場合、契約締結日はいつになりますか。	タイムスタンプと異なる日付となりますが、契約締結日は従来どおり、契約書に記載している日付となります。
電子契約では収入印紙は必要ですか。	不要です。
電子契約書の原本は何になりますか。	電子署名及びタイムスタンプが付与されたPDFファイルが原本です。
印刷した契約書は原本になりますか。	なりません。印刷物は写しとしての扱いになります。
電子契約書はどのように保管すればよいですか。	あくまで原本電子署名及びタイムスタンプが付与されたPDFファイルとなりますが、必要に応じて電子帳簿保存法に準拠した形で適切に管理してください。 → (参考) 「クラウドサイン受信時の書類の保存に関して(電子帳簿保存法改正への対応)」 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348
複数人・複数端末で閲覧しても問題ありませんか。	問題ありません。電子署名済PDFファイルが原本となります。

5. その他

質問	回答

電子契約と紙契約を途中で変更できますか。	契約締結前であれば変更できる場合があります。契約担当課へご相談ください。
電子契約サービスの操作方法が分からない場合はどうすればよいですか。	クラウドサインのヘルプページをご確認ください https://help.cloudsign.jp/ja/ それでも不明な場合は、契約担当課へお問い合わせください。